

**ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等の在り方 答申 ~~(案)~~
概要 (案)**

令和 6 年 3 月 2 8 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会

※ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を「BBユニバ制度」と略す。

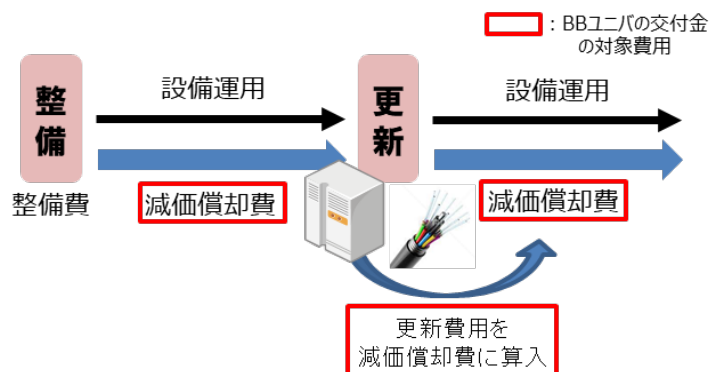
1. 基本的な考え方

- ブロードバンドサービス（BBサービス）の提供事業者は、自発的な申請により、支援区域でBBサービスを提供しつつ交付金支援を受けることから、支援区域からの撤退を回避するためにも、必要な維持管理費用を交付金で支援する算定方法を確立する。
- 未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進の副次効果を得るため、当該地域への必要かつ過大でない交付金を提供事業者に対して交付されるような制度的工夫が必要。
- 負担金の原資は、一義的には電気通信事業者が負担するが、それが最終的には利用者たる国民に転嫁され得ることに鑑みると、交付金・負担金の算定方法等は、交付金と負担金のバランスに配慮して決定。
- BBユニバ制度は、効率的な設備投資のほかに、技術中立的であることが重要であり、技術革新による新しい技術を用いたBBサービスの提供への意欲及びその設備更新への意欲を削ぐことが決してないように十分考慮。
- 本格的な制度の運用開始後に、運用状況等を踏まえ、BBユニバ制度の検証を実施し、必要に応じ見直しを継続することが適当。

2. 減価償却費の扱い

- 支援区域における設備更新費用は、基本的に、更新年度以降の減価償却費として、コスト算定の対象とする。

《イメージ図：ある町字の設備の運用状況》



3. 特別支援区域における未利用芯線の扱い等

- 未利用芯線等に係るコストは、コスト算定の対象とし、算定方法は、未利用芯線等に係るコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分することが適当。
- 交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないように、総務省において必要な措置を検討することが適当。接続料の算定方法について、交付金の具体的な算定方法や、交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、総務省において検討を継続することが適当。
- その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要。

4. 利用部門のコスト算定

- 宣伝費や、販売促進費といった競争対応費用は、電話のユニバーサルサービス制度（電話ユニバ制度）の考え方と同様に、コスト算定の対象外とする。
- 周知・広報についても、電話ユニバ制度の考え方と同様に、基礎的電気通信役務支援機関の支援業務費にBBユニバ制度に係る周知広報費を含めることを総務省において検討するのが妥当。

5. 他の役務と共用している設備等の費用の配賦基準

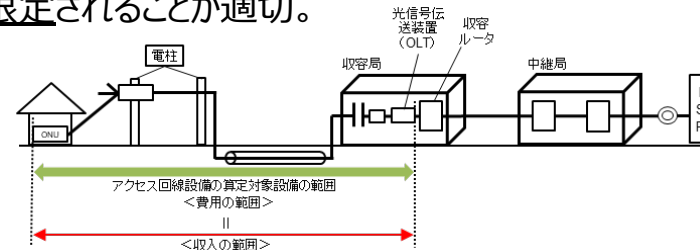
- 放送サービスと共用する設備は、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦し、一芯方式の場合は、通信に係るコストドライバは「2/3」とすることが妥当。（※技術中立性及び公平性の観点からRF方式・IPマルチ方式両方に適用）
- この一芯の場合における「波長数による按分」の考え方は、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要。
- この配賦基準は、FTTH及びCATV（HFC方式）に適用することとし、継続的に見直し。（※ワイ固専用型は、具体的算定方法の構築に向けた継続検討の中で併せて議論）

6. ベンチマーク方式におけるベンチマーク基準の設定

- 電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避する観点から、電話ユニバ制度の考え方を参考に、BBユニバ制度でも、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金による補填と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが妥当。

7. 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

- 「収入」及び「費用」の範囲は、算定対象設備に対応する形で画定・限定されることが適切。



- 収入費用方式の適用は、一定の期間とすることを念頭に置き、また、令和4年改正電気通信事業法の施行日（R5.6.16）以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に整備された場合に限る。適用を受ける町字の費用などは公表されることが妥当。
- この適用等については総務省にて継続的に見直すことが妥当。

8. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

- 電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避する観点から、電話ユニバ制度の考え方を参考に、BBユニバ制度でも、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金による補填と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが妥当。
- 新規整備や公設設備の民間移行直後の「特別支援区域」は、サービス維持の観点から、同区域に指定され続けることが重要。しかし、交付金原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から、無条件に指定され続けるのは望ましくない。特別支援区域から外れるルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが電気通信事業者の予見性を確保する観点から重要。

9. 負担金に関する事項

- 負担金を負担する事業者は、その「前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額」が10億円超である者とされ、負担額はその「収益の額」の3%を上限とされている。
- この「収益の額」をどのように算定するかについては、電話ユニバ制度と同様の整理とすることが適当。
- また、負担金が納付期限までに納付されない場合、負担金と延滞金を合わせて納付する義務を負うところ、延滞金を算定するための延滞利息は、電話ユニバ制度と同様とすることが適当（一日当たり0.04%）。

10. その他負担金の算定方法等

- 負担金の算定対象外である「通信モジュール」については、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等を、MVNO等の意見も踏まえ、総務省にて検討する必要。
- ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網（ローミング網）を利用している場合のその役務は負担金の算定対象外とする。
- 周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合（例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供している場合）、回線数は一カウントとして把握。
- 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスは、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告。
- 最終的な国民への負担転嫁の可能性を念頭に、負担額の算定方法が、利用者間で不公平な負担とならないように制度整備及び運用において十分に配慮。

11. その他

- 自治体における民間移行の際の課題や教訓等を、他の自治体にとって参照可能となるよう蓄積・整理の上、総務省において、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」の改正を含め、引き続き調査・検討等を進めることが重要。

12. 総括

- 社会全体のデジタル化の進展の中で、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療などのサービスが、一定の通信品質・速度・安定性を確保しつつ、原則として日本全国で、持続的に提供される必要性が増大していることから、BBサービスがユニバーサルサービスに位置付けられ、その提供を継続的に支えるための交付金・負担金の算定等の在り方について今回議論を深めた。
- 総務省、自治体、支援機関、電気通信事業者においては、相互に協力しつつ、BBユニバ制度の運用開始に向けて、適時適切に利用者へ周知・広報を重畳的に行い、この制度に対する理解を醸成し、運用開始後もこうした努力を継続することが重要。
- 常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BBユニバ制度の在り方については、適時適切に見直しを行っていくことが重要。